

新型コロナウイルス関連

(UAE の「変異株 B. 1. 617 指定国・地域」への指定、ドバイの検査施設情報の更新、
海外在留邦人へのワクチン接種事業の開始)

令和3年6月28日
在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- 6月21日、日本政府はUAEを新たに「変異株 B. 1. 617 指定国・地域」に指定しました。ただし、UAEから日本に入国する渡航者への各種検疫措置に変更はありません。現状の措置の詳細については、以下本文「1」に記載のリンクを参照ください。
- 今般、ドバイで「出国前検査証明」を取得できる施設の情報を更新しました。Burjeel Hospital 及び American Hospital で取得する際の注意事項を追記しましたので、以下本文「2」をご確認ください。
- 日本政府は、8月1日から、海外在留邦人等への一時帰国を利用した日本におけるワクチン接種事業を開始します。

【本文】

1 UAE から日本に入国する際の検疫措置（※従来からの変更なし）

6月21日、日本政府はUAEを新たに「変異株 B. 1. 617 指定国・地域」に指定しました。ただし、UAEから日本に入国する渡航者への各種検疫措置（出発前72時間以内の「出国前検査証明」の提示、14日間の自宅等での待機（指定施設での「3日間」の待機を含む）等）に変更はありません。現状の措置の詳細については、以下のリンクを参照ください。

○UAE から日本に入国する際の検疫措置

<https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/files/100205125.pdf>

2 ドバイで「出国前検査証明」が取得可能な検査施設情報（※一部更新）

（1）施設情報の一部更新

当館で案内している5施設のうち、以下の2施設について、情報を更新しました。

ア American Hospital Dubai（指定書式の取得場所について）

検査を受検後、病院が発行する任意書式とは別に日本政府指定の書式（以下、「指定書式」といいます）への記入を希望する場合、任意書式又はSMSでの結果を取得した後に、各自で「指定書式」を印刷・携行した上で、同院の Main Hospital（Oud Metha 地区）にある Emergency Room（ER）を訪問し、書式への記入を依頼してください。Main Hospital の場合、事前予約は不要で、医師の問診等も必要なく、追加料金も徴収されません。一方で、同院には他に3つの分院がありますが、分院には Emergency Room（ER）は設置されておらず、訪問のタイミングによっては担当医師が不在又は診察中の場合もあるため、病院側から事前予約や別途医師の問診等を求められることがあり、追加料金が発生する場合がありますのでご注意ください。

イ Burjeel Hospital for Advanced Surgery Dubai (検査受検のタイミングについて)

受検後、まずは病院発行の任意書式がメールで送付され、その数時間後に「指定書式」が送付される流れとなります。同院では担当者の人数が限られているとのことであり、「指定書式」の送付までに時間がかかることがあるため、「出発前 72 時間以内」という有効期限に注意しつつ、十分な余裕を持って受検するようご注意ください。

(2) 最新の施設情報一覧

上記(1)の情報も含めて、最新の施設情報を当館ホームページに掲載しました。詳細は下記からご確認ください。

https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00010.html

3 海外在留邦人へのワクチン接種事業の開始

日本政府は、日本に住民票を有しない海外在留邦人等の皆様の中で、在留先での新型コロナウイルスのワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象としたワクチン接種事業(ファイザー製ワクチンが基本)を、本年8月1日から開始します。接種予約は特設予約サイト(7月中・下旬開設予定)を通じてのみ可能で、接種は成田空港及び羽田空港において実施され、同事業の終了時期は2022年1月上旬の予定です。詳細は、以下の参照先に記載したリンクからご確認ください。

【本件に関する参照先】

○当館ホームページ(新型コロナウイルス関連)

https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_top.html

○UAE から日本に入国する際の検疫措置

<https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/files/100205125.pdf>

○外務省ホームページ

(6月21日付:新たな水際対策措置(B.1.617系統の変異株「デルタ株」への対応))

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C100.html

(6月25日付:日本での新型コロナウイルス・ワクチン接種を希望する海外在留邦人等の皆様へのお知らせ)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

(6月28日付:新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置(水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について))

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C105.html

○日本の検疫措置に関する参照先

ア 厚生労働省新型コロナウイルス感染症 電話相談窓口

海外から: +81-3-3595-2176 (月曜~金曜、日本時間 09:00-21:00)

日本国内から: 0120-565-653 (月曜~金曜、日本時間 09:00-21:00)

イ 海外から日本に入国する全ての方が対象となる措置の全体説明

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

ウ「質問票」（出発前にQRコードを取得してください）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html

エ「誓約書」の提出（1人1枚必要です）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

オ スマートフォンの携行、必要なアプリの登録（原則13歳以上は1人1台必要）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

在ドバイ日本国総領事館

電話：+971-(0)4-293-8888（日～木曜 08:00-16:00、ラマダン中は08:00-14:00）

FAX：+971-(0)4-332-4474

所在地：28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

メール：ryouji@du.mofa.go.jp

ホームページ：http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※本メールは、在留届提出者及びたびレジに登録されている方に送付しています。

※在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html
